

確 認 書

平成26年11月11日、平成27年1月19日及び2月17日に行われた団体交渉並びに平成27年2月18日に行われた平成27年4月1日付け就業規則等の一部改正の説明を踏まえ、以下のとおり確認する。

1. 民間給与との較差等に基づく給与改定（俸給表の改定及び通勤手当の引き上げ）について、平成26年4月1日に遡及して実施する。
2. 給与制度の総合的見直しについて、改定原資確保のため平成27年1月1日の昇給を1号俸抑制する。
3. 平成27年4月1日付け就業規則等の一部改正について、交渉を行うこととする。
4. 退職金の減額及び55歳を超える職員の昇給抑制を本学でも準ずることについて、代償措置などに関する交渉を継続して行うこととする。
5. 年俸制の導入や運用について、在職者の不利益にならないよう交渉を継続して行うこととする。
6. 非常勤職員の待遇改善について、今後も労使双方で交渉を継続して行うこととする。
7. これまでの組合と当局との間の取り決めた確認事項については、正当な理由が発生しない限り、今後も継続して実施する。

以上

平成27年5月15日

東京農工大学 学長

松 永 是

署名 松永是

東京農工大学職員組合

中央執行委員会委員長

土屋 俊 幸

署名 土屋俊幸